

秋田県告示第432号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定に基づき、公告する。

平成26年8月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 市街地再開発組合の名称
横手駅東口第一地区市街地再開発組合
- 2 施行地区
横手市駅前町896番の一部、897番の一部、900番の一部、901番、917番の一部、921番、922番、923番、924番、925番、926番、927番、928番、929番、930番、931番及び932番、寿町301番の一部、302番の一部、304番の一部、305番、518番及び195番地先、前郷一番町809番の一部並びに前郷二番町866番の一部
- 3 事務所の所在地
横手市駅前町1番10号
- 4 解散認可の年月日
平成26年8月26日
- 5 解散の理由
都市再開発法第45条第1項第3号該当